

現所有者に関する申告書の添付書類について

申告書の提出の際には、該当する事例により次の書類を添付してください。

1 相続人全員が現所有者となる場合

- (1) 死亡された台帳上の所有者の戸籍謄本(被相続人)
- (2) 遺産分割協議が完了している場合は、遺産分割協議書の写し
- (3) 現所有者の代表となる方の本籍が記載された住民票の写し
(美唄市在住の場合は不要)
- (4) 現所有者の代表となる方の印鑑登録証明書の写し

2 相続人のうち一部あるいは全員が相続権を放棄している場合

- (1) 死亡された台帳上の所有者の戸籍謄本(被相続人)
- (2) 遺産分割協議が完了している場合は、遺産分割協議書の写し
- (3) 相続権を放棄した旨を証する裁判所の調停の写し
(相続放棄申述受理通知書、又は、相続放棄申述受理証明書の写し)
- (4) 現所有者の代表となる方の本籍が記載された住民票の写し
(美唄市在住の場合は不要)
- (5) 現所有者の代表となる方の印鑑登録証明書の写し

3 相続人のうち一部あるいは全員が固定資産を贈与している場合

- (1) 死亡された台帳上の所有者の戸籍謄本(被相続人)
- (2) 贈与を証する書面の写し
- (3) 贈与者の本籍が記載された住民票の写し(美唄市在住の場合は不要)
- (4) 贈与者の印鑑登録証明書の写し

4 法定相続人以外の方が代表者となる場合

- (1) 遺言証書の写し
- (2) 現所有者の本籍が記載された住民票の写し (美唄市在住の場合は不要)
- (3) 現所有者の印鑑登録証明書の写し